

植物防疫所

# 植物防掲情報 No.29

<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内

TEL 078-331-2806 FAX 078-332-2796

## 輸出特集1 日本産植物の輸出解禁に必要な検疫条件の解説

### 1. はじめに

諸外国においても自国内に未発生の重要病害虫が侵入するのを防止するため、植物検疫を実施しています。輸出相手国が特に侵入を警戒している病害虫が日本に発生している場合、輸出相手国はその病害虫の被害を受ける果物・野菜などの農産品の輸入を禁止しています。日本からこのような国に農産品を輸出するためには、①輸出相手国へ輸入解禁を要請、②対象病害虫の検疫措置を確立、③科学的データを基に二国間で検疫協議を実施、二国間で検疫条件が合意できた場合、輸出が可能となります。

### 2. 二国間協議で設定される主な検疫条件

#### [生産地に対する条件]

輸出予定の植物、生産園地あるいは植物の生産地域などが、輸出相手国が特に侵入を警戒している病害虫に汚染されていないことを確認するため、輸出相手国検疫機関の職員が来日し、生産園地での検査やモニタリング調査、採取した植物サンプルの検定を求められることがあります。また、生産園地を植物防疫所に登録することを求められることがあります。

#### [選果こん包施設に対する条件]

選果こん包施設は、本来、収穫した植物を等級別やサイズ別などに分別し、出荷用にこん包を行う施設です。しかし、二国間協議では対象病害虫の被害果や付着果の選別、また、葉や枝などの植物残渣の除去を行う施設として、植物防疫所に登録することを求められることがあります。

#### [消毒などの条件]

輸出相手国が特に侵入を警戒している病害虫には、生産園地での特別な栽培管理のほか、病害では殺菌剤などで果実表面の薬剤処理、また、害虫では殺虫を目的とする低温処理やくん蒸処理を求められることがあります。

#### [その他の条件]

輸出用のこん包容器には、生産園地などを特定するための表示、再汚染を防ぐための措置として、こん包開口部の網貼りなどの追加の措置が求められるほか、輸出する港へ輸送する機器にも制限が求められることがあります。

### 3. 最近解禁された植物

#### (1)アメリカ合衆国向け温州みかん生果実

平成28年7月に九州産（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県）の輸出が解禁されました。

#### (2)ベトナム向けなし生果実

平成29年1月に輸出が解禁されました。

#### (3)アメリカ合衆国向けかき生果実

平成29年9月に輸出が解禁されました。

これら3品目の主な検疫条件については、次号以降で紹介します。

### 4. おわりに

解禁された植物を諸外国に輸出する際には、上記で示すような二国間で設定された検疫条件を満たしている必要があります。輸出を計画される際には、あらかじめ植物防疫所までお問い合わせいただき、検疫条件や手続きなどについて確認してください。

# ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除について

## 1. ジャガイモシロシストセンチュウとは

ジャガイモシロシストセンチュウ (*Globodera pallida*、以下「Gp」という。) は世界50カ国以上に分布しており、ジャガイモなどのナス科植物の根に寄生して葉の黄化や縮れを引き起こし、被害がひどい場合には株を枯死させるセンチュウの一種です。Gpの雌成虫は、多くの卵を包有したまま土中で死んで表皮を硬化させ、シスト(直径0.6mm程度)を形成します(図1)。シスト中の卵は土中で長期間の生存が可能であり、また、乾燥や低温にも耐えられます。シストを含んだ土壤が農業用機械や収穫物に付着し、移動することで、Gpが人為的にまん延します。このように、Gpは被害の大きさや防除の難しさから、農業上重要なセンチュウで、日本でも国内への侵入を警戒している病害虫の一つとして、Gpの発生国からのナス科植物の地下部の輸入を禁止するなどの検疫措置をとっています。

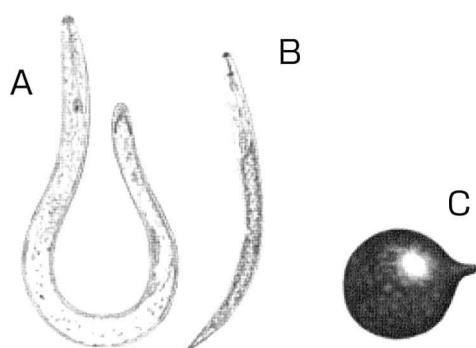


図1 ジャガイモシロシストセンチュウの形態  
A: 雄成虫、B: 幼虫、C: シスト  
※雄成虫は1.2mm程度、幼虫は0.5mm程度、  
シストは0.6mm程度

## 2. Gpの発生確認及びその対応状況

平成27年8月、北海道網走市内のほ場で、国内で初めてGpの発生が確認されました。

このことを受け、Gpの発生範囲を特定するための調査を進めるとともに、Gpのまん延を防止するため、平成28年10月から、植物防疫法に基づく緊急防除を実施しています。

### (1) これまでの調査結果

Gpの発生状況を把握するために、土壤調査を実施しています。この土壤調査は、現地のほ場から土壤サンプルを採取(図2)し、採取した土壤を小さなジャガイモとともにプラスチックカップに入れ、約3ヶ月間ジャガイモを栽培し、ジャガイモ根部にシストが形成されているかを確認します(カップ法。図3)。

平成28年までに網走市の11地区(大字)内の161ほ場(680ha)で、また、平成29年春期に網走市の隣の大空町の1地区2ほ場(2ha)でGpの発生が確認されました(計12地区163ほ場(682ha))。



図2 土壤調査のサンプル採取

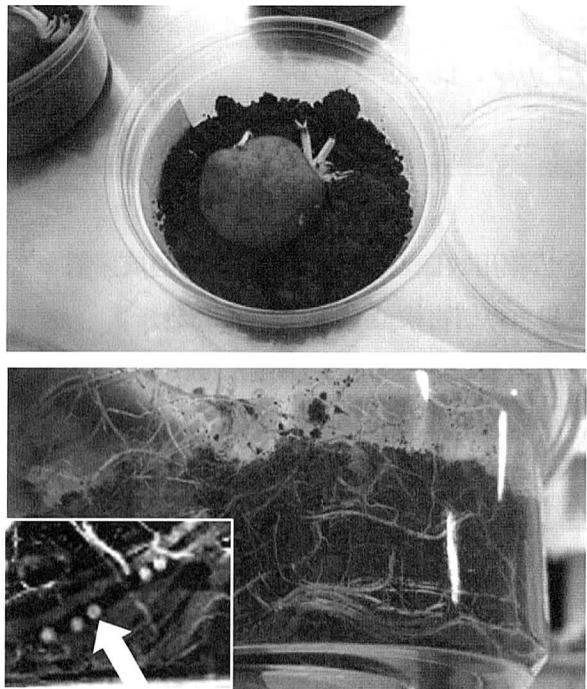


図3 カップ法による土壤調査（矢印は形成されたシスト）

## （2）緊急防除の内容

Gpの緊急防除は、これまでにGpの発生が確認された前述12地区が防除区域に指定されており、平成32年3月末まで実施される予定です。

防除区域では、Gpのまん延を防止するための措置として、①発生ほ場でのジャガイモなどのナス科植物の栽培を禁止、②ナス科植物の地下部や根菜類などの地下部であって土壌の付着したものを防除区域外へ移動することを制限するなどの対応をとっています。

このうち、移動制限については、防除区域内で生産されたジャガイモ、テンサイ、ナガイモなどの収穫物が防除区域外の加工工場などに移動される際に、植物防疫官が運搬車両に土壌が付着していないことや荷台に幌掛けが実施されていることなどを確認し、Gpの分散防止措置が適切に講じられていることを確認しています。

## （3）発生ほ場でのGpの防除

Gpの発生が確認されたほ場では、Gpの密度低減のため、D-D剤を用いた土壌消毒及びハリナスビなどの対抗植物の栽培による防除が進められています。これらの防除方法については、北海道庁などが実施した実証試験により、Gpの密度低減効果が確認されています。

## 3. 今後の対応について

防除区域では、引き続き、移動制限などを徹底することによりGpのまん延防止を図るとともに、Gpの発生ほ場ではD-D剤と対抗植物による防除を進めることとしています。

なお、平成30年3月に開催された防除関係者が出席する対策検討会議で、防除区域内で防除を実施したGpの発生ほ場で土壌調査を実施し、Gpが検出限界以下となることを緊急防除の解除の要件とすること、緊急防除を終了したほ場では、ジャガイモ栽培を再開できるが、効果を検証するため引き続き移動制限と土壌調査を継続することが妥当と判断されました。今後は防除対策の効果を検証しつつ、緊急防除の解除に向けた検討が進められます。

## 4. おわりに

緊急防除を円滑に実施するためには、現地の生産者や関係機関の協力が不可欠です。今後とも、緊急防除に対する皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### [参考]

Gpは人畜には無害であり、Gpが付着したジャガイモを食しても健康を害することはありません。

# 植物防疫所広報用映像資材 「日本の植物検疫」のリニューアルについて

平成19年度制作の広報用映像資材（動画DVD）は、植物検疫制度の意義・目的のほか、港湾・空港などの植物検疫の現場をわかりやすく紹介する媒体として、これまで見学者、教育機関等向けに広く活用されてきました。

制作時以来、植物検疫制度を取り巻く内外の情勢が大きく変化し、また映像技術が進歩したことから、このたび、10年ぶりに動画DVD「日本の植物検疫」の全面リニューアルを行いましたので、その概要をお知らせします。

今回のリニューアル版の大きな特徴は、植物防疫官の検査業務そのものに着目し、実際の検査現場での撮影とインタビューを中心にドキュメンタリー形式で構成しているところです。特に言葉による説明を極力避けつつ、全国各地で業務に従事している植物防疫官の生の声を拾い、現場実態や業務への意欲、苦労話などを通じて、植物検疫制度の意義や重要性を訴えていくというコンセプトです。

また、上記のドキュメンタリー動画に加え、コンピューターグラフィックによる「植物検疫のお知らせ」（短編動画：輸出編、輸入編、各2分）も収録しており、こちらでは海外旅行者向けに輸入禁止品の持ち込みの未然防止や、国際空港などの輸出入の植物検疫カウンターにおける受検案内などをわかりやすく紹介しています。

この動画DVDは全国の植物防疫所に常置しており、研修・見学などの用途での貸出も可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、短編動画は、植物防疫所ホームページでも視聴可能です。

○広報用映像資材（動画DVD）の構成

- ・日本の植物検疫（日/英）（各32分）
- ・植物検疫のお知らせ（短編動画）
  - 海外から帰国される方へ（日/英）（各2分）
  - 海外に出発される方へ（日/英）（各2分）

植物防疫所では、植物検疫制度や植物防疫所業務をよりわかりやすく正確にお伝えするため、様々な媒体を用いた広報活動を今後も積極的に進めていますので、植物防疫所の広報活動へのご意見・ご要望などをお寄せください。



図1 植物防疫所広報用動画DVD「日本の植物検疫」ジャケット写真



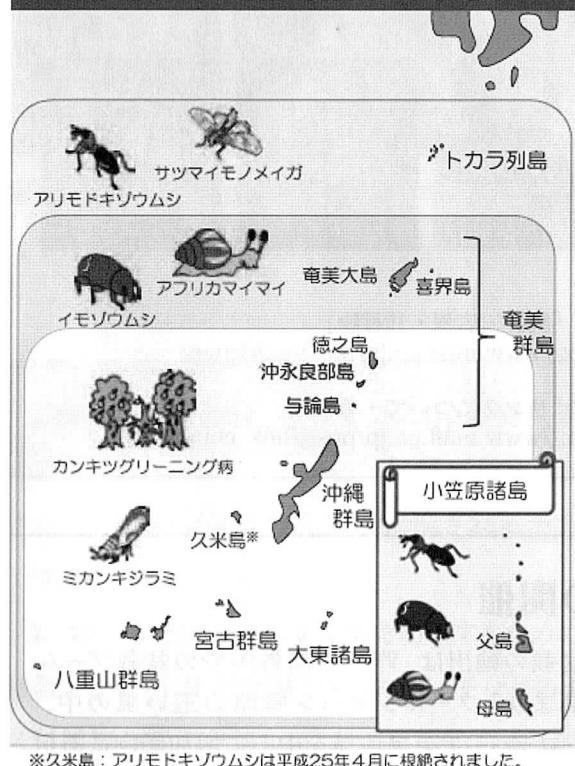
図2 植物防疫所ホームページ・広報用動画コンテンツ

広報用動画コンテンツURL <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/movie/>

# サツマイモやカンキツ類苗木などの国内移動規制について

沖縄県の全域、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島、東京都の小笠原諸島には、農作物に大きな被害を与えていたアリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病などの病害虫が発生しています。

図1 移動規制の対象病害虫と対象地域



そのまん延を防止するため、これらの病害虫及びその寄主植物であるサツマイモやカンキツ類苗木などの移動は植物防疫法で規制されています。

植物防疫所では、これらの病害虫が発生している地域から移動規制対象植物などの持ち出しが行われないように港や空港で取締りを行っています。

対象となる病害虫そのものは全面的に移動を禁止していますが、寄主植物は、目視などの検査で病害虫の有無が確認できるものは検査を、温熱を用いた蒸熱処理で完全に殺虫できるものはこの処理を条件として移動することができます。

例えば、サツマイモは那覇植物防疫事務所と門司植物防疫所名瀬支所で蒸熱処理することができます。

また、植物防疫所では港や空港でこれらに関する移動規制の情報を提供しています。特にゴールデンウィークや夏休み、年末年始の旅行シーズンにあわせて「移動制限植物等に関する広報強化週間」を年3回設定し、全国一斉に周知活動を行っています。期間中は、生産者や旅行業者へポスターやチラシを配布するほか、旅行者へリーフレットを配布して注意を呼びかけています。

病害虫のまん延防止のため、ご理解とご協力をお願いします。



図2 空港・港での取締り及び広報活動

# 各地の植物検疫情報

横浜植物防疫所

## 植物防疫所の著作物が利用できます

植物防疫所が所有する著作物には、植物防疫所発行の本誌「植物防疫情報」及び「病害虫情報」のほか、植物防疫所ホームページ、リーフレットなどの制度周知用資材、画像・動画・模型、調査研究報告、統計情報などがあります。これらの一冊は植物防疫所ホームページ「統計・広報・刊行物」<sup>※1</sup>に掲載しています。

このような植物防疫所が所有する著作物をテレビ放送、広報誌、書籍、インターネットなどに利用する場合には、所定の利用許諾申請手続により、一定の条件のもとにご利用いただけます。また、植物防疫所ホームページで公開している画像などについては、出典の記載などのルールに従えば、利用許諾申請の手続をとらずにご利用いただけます。

詳しくは、植物防疫所ホームページ「リンクについて・著作権」<sup>※2</sup>をご参考ください。

これまで、ミバエ類、ウメ輪紋ウイルス(PPV)、クビアカツヤカミキリなどの防除の周知対策のた

め、地方公共団体のホームページ、広報誌などに画像が利用されています。

各団体などによる植物検疫制度の周知や病害虫防除に関する情報提供にあたっては、植物防疫所の著作物の活用をご検討いただくとともに、利用にあたり不明な点があれば、横浜植物防疫所企画調整担当(045-211-7164)にお問い合わせください。



※1 「統計・広報・刊行物」

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/>

※2 「リンクについて・著作権」

[http://www.maff.go.jp/pps/j/link\\_copyright/](http://www.maff.go.jp/pps/j/link_copyright/)

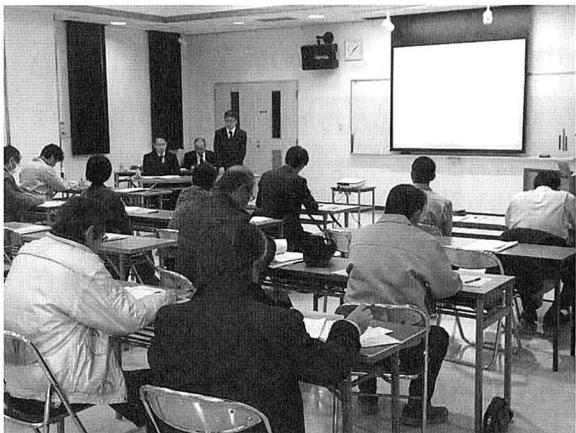
門司植物防疫所

## 盆栽説明会の開催

平成30年3月9日、福岡県の協力を得て、福岡県久留米普及指導センター(久留米市)で、盆栽・植木(以下「盆栽」という。)の生産者を対象とした「H30年諸外国向け盆栽などの輸出検疫に係る説明会」を開催しました。この説明会は、輸出検疫の円滑な実施と輸出促進を目的としており門司植物防疫所管内での開催は初めてです。

説明会には、生産者をはじめ久留米市、福岡県担当者など計16名が参加し、植物防疫所からは、①諸外国向け盆栽の検疫条件及び事務手続、②輸出検疫で発見されるセンチュウ、③輸出解禁及び検疫条件緩和に関する取組状況の説明を行い、福岡県から輸出促進の取組(見本市の開催、バイヤー招へいなど)及びセンチュウ防除事業に関する情報が提供されました。参加者からは、センチュウの検査方法及び諸外国の輸入条件緩和交渉の推進に関する質問や要望などが寄せられ、貴重な意見交換の場となりました。

盆栽の輸出は、昨今の諸外国での盆栽ブームの高まりとクールジャパン戦略の追い風の中、ヨーロッパやアジア地域を中心に増加傾向にあります。植物防疫所は今後も円滑な盆栽の輸出検疫に向けて関係者と連携・協力をしながら取り組むこととしています。



## 那覇植物防疫事務所

### 日・ASEAN統合基金プロジェクトの海外研修員が那覇植物防疫事務所を訪問

ASEAN諸国を支援するために設立された日・ASEAN統合基金を活用した植物検疫分野での研修が日本で行われ、その研修員9名が、平成29年11月24日に那覇植物防疫事務所を訪れました。研修員は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシアの植物検疫機関職員などで、当所では、ミバエに関する知見・技術向上を目指した研修が行われました。

研修員は、当所で毎年実施している研修「JICAミバエ類温度処理殺虫技術コース」やベトナムで実施された、「ベトナム産ドラゴンフルーツの輸出に向けた蒸熱処理でのミバエ殺虫技術開発プロジェクト」の説明を受けるとともに、試験用蒸熱処理装置や病害虫の遺伝子解析用機器を見学しました。訪問見学の中で研修員は、殺虫技術の開発手順、輸出前の検疫処理の詳細、実験機器の使用方

法などについて、熱心に質問していました。

ASEAN諸国の研修員がミバエの同定技術や検疫処理による殺虫技術を向上させることで、日本向け果実の輸出前検疫処理の安全性が維持されるとともに、各国と日本との貿易が互いに促進されることが期待されます。



## 名古屋植物防疫所

### テンサイシストセンチュウの緊急防除

#### 1 経緯

平成29年9月、長野県諏訪郡原村のは場で、ブロッコリーやキャベツなどの地下部に寄生し、特にテンサイ生産に大きな被害を与えるおそれがある重要病害虫のテンサイシストセンチュウ (*Heterodera schachtii*) が国内で初めて確認されました（発生の経緯やこのセンチュウの概要は、植物防疫情報第28号で紹介）。

これを受け、専門家で構成する対策会議での検討結果を踏まえ、「テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令」（平成30年3月26日農林水産省令）及び「テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示」（平成30年3月26日農林水産省告示）が公布され、平成30年4月25日からこのセンチュウの緊急防除が開始されました。

#### 2 緊急防除の概要

##### (1) 防除の区域

長野県諏訪郡原村中新田

##### (2) 防除の期間

平成30年4月25日～平成31年3月31日

##### (3) 防除の対象

テンサイシストセンチュウ

##### (4) 防除の内容

###### ア. 作付けの禁止

防除区域内において、農林水産省植物防疫所の植物防疫官による検査でこのセンチュウが発見されたは場では、ショクヨウダイオウ（ルバーブ）、ホウレンソウ、アブラナ属植物及びテンサイなどのフダンソウ属植物の作付けが禁止されています。

#### イ. 移動の制限

防除区域内で生産された植物の地下部やその容器包装などは、植物防疫官の検査でこのセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていることが確認できなければ防除区域外への移動が禁止されます。

#### ウ. 廃棄の措置

このセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した植物などは、この所有者又は管理者に対し、植物防疫官が廃棄を命令します。

#### 3 発生は場における土壌消毒の実施

発生は場では、長野県が主体となって、石灰窒素の散布やD-D剤による土壌くん蒸などを組み合わせた防除を実施しています。

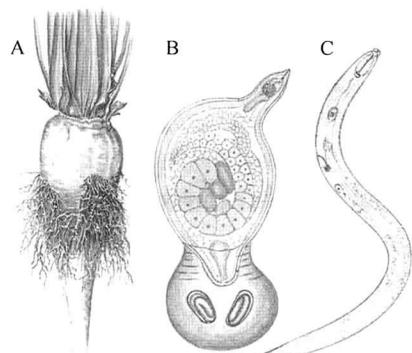


図 テンサイシストセンチュウ

A : フダンソウ属の被害根 B : 雌成虫 C : 幼虫

**平成30年  
10月1日から 手荷物及び郵便物で植物類を輸入する際、  
輸出国の検査証明書がないと輸入できません**

植物類を日本に輸入する場合は、植物防疫法第6条第1項で「輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書(Phytosanitary certificate)又はその写しを添付してあるものでなければ輸入してはならない。」とされています。

重要病害虫の侵入リスクを低減するため、海外から手荷物や郵便物で植物類を輸入する際は、輸出国で政府機関の検査を受け、日本が求める検疫条件に適合することを証明する検査証明書を発行してもらい、日本への輸入時にその証明書を添付して輸入検査を受けなければ輸入できません。

平成30年10月1日以降、手荷物や郵便物で植物類を輸入する際、検査証明書が添付されて

いない植物類は、植物防疫法に基づき廃棄処分となりますので、ご注意願います(検査証明書の添付を必要としない植物を除く)。

**検査証明書の添付を必要としない植物**

(栽培用の植物を除く。)

- うこん及びトチュウの乾燥した植物
- アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオ、殻なしクリミ及びマカダミアナッツの乾燥した種子

**検疫の対象とならない植物(例)**

- 製茶やアルコール、酢酸、砂糖に漬けられた植物
- あんず、ぶどう、マンゴウ、パインアップルの乾燥果実

## 最新情報 >>>

植物防疫所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/>)では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。 平成30年5月14日現在

### 法令改正関係情報

- 「植物防疫法施行規則」(昭和25年農林省令第73号)の別表2の付表56が改正されるとともに「トルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」(平成22年8月18日)及び「トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成22年8月18日)が改正されました(平成30年4月13日)
- 「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」が改正されました(平成30年4月6日)
- 「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が一部改正されました(平成30年4月1日)
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が公布されました(平成30年3月27日)

### 植物検疫関係情報

- 【輸入】チリ共和国首都州Santiago郡Las Condesの検疫規制地域についてチチュウカイミバエが根絶されたため解除され、同国Valparaiso州Marga Marga郡Villa Alemanaにおいてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました(平成30年5月11日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるユーラシア経済同盟(EAEU)の情報を更新しました(平成30年5月9日)
- 【輸入】チリ共和国首都州Maipo郡San Bernardoの検疫規制地域についてチチュウカイミバエが根絶されたため解除されました(平成30年5月8日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました(平成30年5月8日)
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年産もも・すもも)を更新しました(平成30年4月26日)
- 【輸入】チリ共和国首都州Santiago郡Ñuñoa、Valparaiso州(第V州)Los Andes郡Los Andesにおいてチチュウカイミバエが発見され、検疫規制地域が設定されました(平成30年3月30日)
- 【国内】「ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)の緊急防除について」を更新しました(平成30年3月16日)
- 【輸出】「アメリカ合衆国向けかき輸出検疫実施要領」を制定しました(平成30年3月1日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるコスタリカの情報を更新しました(平成30年2月27日)
- 【輸出】「韓国向けの種子の輸出について」を掲載しました(平成30年2月22日)